

統括管理とは？（1）

【特定元方事業者等の講ずべき措置】として、安衛法第30条第1項に次の事項に関する必要な措置を講じなければならないとされています。

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 三 作業場所を巡視すること。
- 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う
特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

以上の6項目が、いわゆる統括管理の内容です。今月から数回にわたって統括管理についてをテーマ安全資料をつくっていきます。

1 特定元方事業者とは

特定元方事業者は、元方事業者のうち建設業と造船業の仕事を行う者のことで、安衛法上

北野建設は、

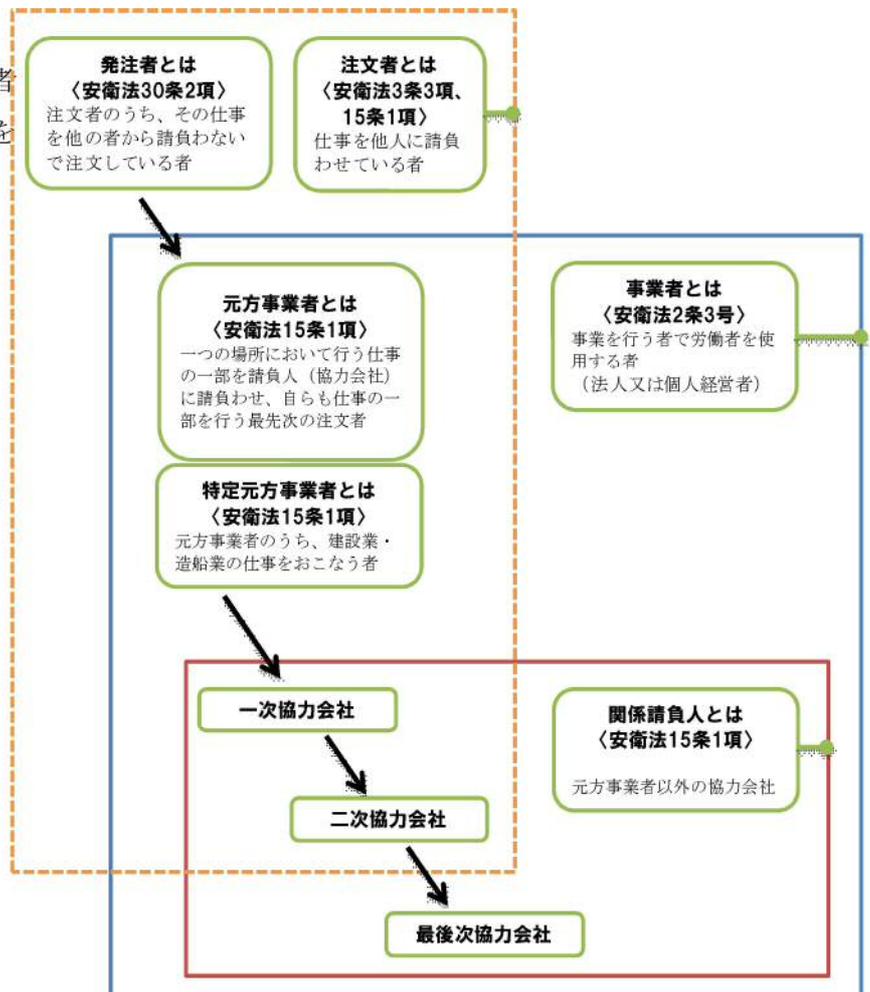
- ① 注文者
- ② 元方事業者
- ③ 特定元方事業者
- ④ 事業者

以上よつつの立場となります。

また、当社下請け会社は、

- ① 事業者
- ② 関係請負人

の立場です。



II 統括安全衛生責任者の選任 安衛法15条

『特定元方事業者は、その従業員及び協力業者の作業員が一つの場所での混在作業で発生する労働災害を防止するため、**統括安全衛生責任者等**を選任し、作業場所全体の統括管理を行わなければならない。』とされています。統括安全衛生責任者を選任すべき事業場は、下表のようにその労働者数で決められていますが、条文で「統括安全衛生責任者**等**」となっているのは、選任すべき事業場以外でも統括管理を行う者をおかななければならないということです。すなわち、**現場の規模いかんに関らず、統括管理は行わなければならないということです。**

選任すべき事業場（安衛令7条2項、安衛則18条の6）

区分 工事の種類	現場規模			労働者数（人）
	20 ▼	30 ▼	50 ▼	
① ずい道等の建設の仕事	店社安全衛生管理者			統括安全衛生責任者
② 圧気工法による作業を行う仕事	店社安全衛生管理者			統括安全衛生責任者
③ 一定の橋梁の建設の仕事	店社安全衛生管理者			統括安全衛生責任者
④ 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事		店社安全衛生管理者		統括安全衛生責任者
⑤ その他の仕事				統括安全衛生責任者

- (注) 1. 区分①～④の工事において、統括安全衛生責任者を選任して監督署に届け出た場合は、店社安全衛生管理者を選任する必要はない。
2. 区分①～④の工事において、統括安全衛生責任者を選任した場合は専属のものとする。
3. 「一定の橋梁」とは、人口が集中している地域内の道路若しくは道路に隣接した場所や鉄道の軌道上、軌道に隣接した場所をいう。
4. 統括安全衛生責任者を選任した場合は関係請負人は、安全衛生責任者を選任しなければならない。

III 統括安全衛生責任者の資格

統括安全衛生責任者等は、統括安全衛生管理に関する教育を受けた者の中から選任することにより[元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年4月21日付基発第267号の2）]でなっています。

(1) 統括安全衛生責任者

元方事業者は、[1]ずい道等の建設の仕事、[2]圧気工法による作業を行う仕事、[3]一定の橋梁の建設の仕事及び[4]鉄骨又は鉄骨・鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事を行う場合で、統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。

また、統括安全衛生責任者については、**統括安全衛生管理に関する教育を実施**し、この教育を受けた者のうちから選任すること。

(2) 元方安全衛生管理者

元方事業者は、元方安全衛生管理者については、混在作業現場における労働災害の防止のための技術等に関する教育を実施し、この教育を受けた者で、かつ、同種の仕事について安全衛生の実務に従事した経験がある者のうちから選任すること。